

令和7年12月19日
医療局生活衛生課

横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則の一部改正に関する意見公募の実施結果について

横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則（以下、「規則」とします。）の一部改正に関する意見公募を行いました。この度、実施結果と御意見に対する本市の考え方についてまとめましたので、公表いたします。
御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚くお礼申し上げます。

1 実施概要

(1) 意見公募の期間

令和7年9月16日（火）から同年10月15日（水）まで

(2) 意見の提出方法

電子メール、郵送又はFAX

(3) 意見公募の周知方法

ア 市ホームページへの掲載

イ 市民情報センター、各区役所区政推進課、同生活衛生課及び医療局生活衛生課
で資料を配布・配架

2 実施結果

(1) 提出された意見数

3件

(2) 意見の詳細

別紙のとおり

(3) 提出意見による修正の有無

必要な文言の修正等の変更を行いましたが、規則改正内容の修正はありません。

別紙

意見の概要	意見に対する対応
規則改正に伴う第1回目の採水期限に関する具体的な取り決めがある場合は、事前にご案内ください。	<p>水質検査の頻度はおおむね3箇月に1回以上を基本とするため、本改正によりPFO-S及びPFO-Aの水質検査は令和8年6月30日までに実施する必要があります。</p> <p>しかし、PFO-S及びPFO-Aの水質検査については、検査費用が負担となる可能性があること等を考慮し、施行前となる令和8年3月31日までにPFO-S及びPFO-Aの水質検査を1度でも行い、その結果からPFO-S及びPFO-Aが検出される可能性が小さいことが説明できる場合は、検査回数をおおむね6箇月に1回以上に軽減できること、また、上記検査と併せて原水並びに水源及びその周辺の状況を確認し、さらに検出のおそれが低いことが確認できる場合は、検査回数をおおむね1年に1回以上に軽減できます。なお、これらの内容は新規則において「～できる」規定であり、設置者は諸所の条件を総合的にご判断いただき、検査頻度の減などをご検討いただくものと考えています。</p> <p>今後、厚生労働省告示が公布され詳細な検査方法等が定められる予定ですので、告示が示され次第詳細についてご案内する予定です。</p>
PFO-S及びPFO-Aが検出された場合の対応について、検出時に施設側に求められる対応や、営業に関わる指導内容について、すでに方針があれば、事前にご教示ください。	<p>水質基準を超過した場合には、横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（以下、「条例」とします。）に基づき地下水の使用中止等の対応が求められます。また、原因究明を行い、令和6年11月29日に国土交通省において取りまとめた「水道事業者等によるこれまでのPFO-S及びPFO-A対応事例について」などを参考に、低減化対策を実施することにより、基準を満たす水質を確保することが求められます。基準超過が見られ、適切な措置が行われないまま給水が継続された場合には、条例に定める罰則を受ける可能性があります。</p>
PFO-S及びPFO-Aが検出され、除去のための設備投資が必要となる場合、相応の費用が発生することが想定されることから、補助金制度等の支援策をご検討ください。	<p>簡易給水水道における水質基準の順守は設置者の責務と考えますので、補助金制度等の支援策は考えておりません。</p>